

兵庫県立
嬉野台生涯教育センター
管理水準書

令和5年7月
兵庫県 県民生活部

管理水準書目次

I	施設の概要	1
II	施設管理運営方針の遵守	7
III	維持管理	8
1	施設管理	8
(1)	建物管理	8
(2)	工作物管理	9
(3)	電気設備	9
(4)	空調設備	10
(5)	給排水設備等	11
(6)	消火及び防災設備	11
(7)	昇降機設備	12
(8)	ボイラー設備	12
(9)	揚水設備	13
(10)	危険物貯蔵所	13
(11)	野外体験活動施設	13
(12)	その他	14
2	公用車の管理	14
3	通信機器類の管理	15
4	清掃等	15
(1)	建物清掃	15
(2)	敷地内清掃	16
(3)	廃棄物の処理	16
5	備品管理	17
6	警備	17

I 施設の概要

1 名称

兵庫県立嬉野台生涯教育センター

2 場所

兵庫県加東市下久米 1227-18

3 敷地面積

406,891.05 m²

4 建物概要

(1) 本館

- ① 建築年月：昭和 54 年 5 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート造、スレート葺、樹脂吹付
- ③ 延床面積：2,713.74 m²

(2) 学習交流棟

- ① 建築年月：昭和 55 年 7 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート造、スレート葺、樹脂吹付
- ③ 延床面積：1,249.62 m²

(3) 青少年宿泊研修棟 (A-1、A-2、B-1、B-2)

- ① 建築年月：昭和 54 年 7 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート造、スレート葺、樹脂吹付
- ③ 延床面積：524.04 m² (各棟 131.01 m²)

(4) 青少年宿泊研修棟 (C-1、C-2、D-1、D-2、E-1、E-2)

- ① 建築年月：昭和 55 年 4 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート造、スレート葺、樹脂吹付
- ③ 延床面積：786.06 m² (各棟 131.01 m²)

(5) リーダー管理棟

- ① 建築年月：昭和 54 年 6 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート造、スレート葺、樹脂吹付
- ③ 延床面積：382.47 m²

(6) 青少年食堂棟

- ① 建築年月：昭和 56 年 3 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート造、スレート葺、樹脂吹付
- ③ 延床面積：519.34 m²

(7) 成人宿泊棟

- ① 建築年月：昭和 56 年 3 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート造、スレート葺、樹脂吹付

- ③ 延床面積：1083.69 m²
- (8) 体験工作棟
- ① 建築年月：昭和 55 年 6 月
- ② 建築構造：鉄骨、スレート葺、鉄板（金属板）張り
- ③ 延床面積：200.00 m²
- (9) 体育館
- ① 建築年月：昭和 55 年 4 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート造、スレート葺、樹脂吹付
- ③ 延床面積：1,290.22 m²
- (10) スポーツ管理棟
- ① 建築年月：昭和 56 年 3 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート造、スレート葺、樹脂吹付
- ③ 延床面積：250.96 m²
- (11) 創作実技棟
- ① 建築年月：昭和 54 年 7 月
- ② 建築構造：コンクリートブロック、スレート葺、樹脂吹付
- ③ 延床面積：51.52 m²
- (12) 倉庫兼会議室
- ① 建築年月：平成 28 年 3 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート、メッキ鋼板葺、樹脂吹付
- ③ 延床面積：73.35 m²
- (13) レストランうれし野「マゴワヤサシイキッチンここから」
- (14) その他（倉庫・車庫等）



【全体写真】



【外観】



【体育館】

階	名称	料金	定員(人)	備考
1 階	本館 用務員室	-	-	
	医務室	-	-	
	第6研修室	有料	16	

	応接室	-	-	
	視聴覚室	有料	20	
	幼児室	-	-	
	作業室	-	-	
	木彫・木工室	有料	24	
	陶芸室	有料	24	
	染色室	有料	24	
学 習 交 流 棟	講堂	有料	500	
	生活創造プラザ	-	-	
	事務室	-	-	
成 人 宿 泊 棟	101 号室	有 料	3	
	102 号室		3	
	103 号室		3	
	105 号室		3	
	106 号室		3	
	107 号室		3	
	108 号室		3	
	109 号室		2	
	110 号室		2	
	111 号室		2	
	112 号室		2	
113 号室	2			

		115 号室	有料	4	
		小浴場	-	-	
		大浴場	-	-	
		フロント	-	-	
2 階	本 館	音楽室	有料	20	
		湯沸室	-	-	
		第 1 研修室	有料	100	
		第 2 研修室		50	
		第 3 研修室		30	
		第 4 研修室		50	
		第 5 研修室		30	
		特別会議室	-	-	
		手芸室	有料	20	
		和室会議室	有料	20	
		学友会ルーム	-	-	
	活動ルーム	-	-		
	学 習 交 流 棟	所長室	-	-	
		次長室	-	-	
映写室		-	-		
成 人 宿 泊 棟	201 号室	有料	3		
	202 号室		3		
	203 号室		3		

	205 号室	有料	3	
	206 号室		3	
	207 号室		3	
	208 号室		3	
	209 号室		2	
	210 号室		2	
	211 号室		2	
	212 号室		2	
	213 号室		2	
	215 号室		2	

名称		料金	定員(人)	備考
リ ー ダ ー 管 理 棟	ミーティング室 A	有料	3	
	ミーティング室 B		2	
	ミーティング室 C		3	
	ミーティング室 D		2	
	第 1 浴室	-	35	
	第 2 浴室	-	15	
	第 3 浴室	-	25	
	第 4 浴室	-	35	

名称	料金	定員(人)	備考	
青少年 宿泊 研修棟	A-1	有料	48	
	A-2		48	
	B-1		48	
	B-2		48	
	C-1		48	
	C-2		48	
	D-1		48	
	D-2		48	
	E-1		48	
	E-2		48	

名称	料金	定員(人)	備考
体験工作棟	有料	80	
体育館	有料	-	大体育室(24m×32m)、小体育室(12m×8.5m)
スポーツ管理棟	-	-	
倉庫兼会議室	-	-	

5 主な野外施設

(1) 青少年広場

面積：約2,710 m²

(2) テニスコート

① 面積：約3,000 m²

② 設備：オムニコート4面

(3) 多目的グラウンド

① 面積：約8,760 m²

② 設備：グラウンド(サッカー・軟式野球場等)

ゲートボール場(専用コート1面、サブコート1面)



【テニスコート】

- (4) 芝生広場
 - ① 面積：約 6,200 m²
 - ② 設備：サッカー、ラグビー等
- (5) 第1 キャンプ場
 - ① 定員：150 人
 - ② 設備：管理棟、野外炊事場、キャンプサイト等
- (6) 青少年の社キャンプ場
 - ① 定員：50 人
 - ② 設備：野外炊事場、キャンプサイト
- (7) サバイバルキャンプ場
 - ① 定員：50 人
 - ② 設備：キャンプサイト
- (8) 体験工作棟前キャンプ場
 - ① 定員：100 人
 - ② 設備：野外炊事場、ファイヤーサークル
- (9) 体育館裏キャンプ場
 - ① 定員：200 人
 - ② 設備：ファイヤーサークル、広場
- (10) 冒険の小川
 - ① 距離：約 300m
 - ② 内容：冒険広場(約 15,000 m²)
- (11) うれしの台チャレンジコース
ひょうご冒険教育 (HAP) 体験コース



【チャレンジコース】

6 現行開館時間等

- (1) 開館時間
 - 9時00分～21時00分
 - ※野外スポーツ施設は、17時00分まで
- (2) 休館日
 - 12月30日から翌年1月2日

II 施設管理運営方針の遵守

兵庫県立嬉野台生涯教育センターは、県民の自主的学習活動を促進し、あわせて県民の教養文化の高揚と健康の増進を図るために設置された施設である。

この施設の設置目的を十分に理解した上で、募集要項「4 管理運営方針」に基づき、利用者が満足できるよう適正な管理運営を行うものとする。

Ⅲ 維持管理

施設の特性を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行うものとします。

建物や設備については、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、常に清潔に保ち、また、機能を正常に保持するために、適正な管理と保守点検を行うものとします。

維持管理業務については、以下に記載する業務水準を参考として費用算定を行い、収支計算書で提案してください。

ただし、必ずしも水準のとおりに行わなければならないというわけではなく、水準とは異なる頻度で業務を行うほうが施設管理の面で優れていると思われる場合は、事業計画書で提案してください。

1 施設管理

施設管理については、利用者が安心して快適に兵庫県立嬉野台生涯教育センターを利用できるように、常時良好な状態を維持すること。

このため、以下に示す設備ごとに、主として目視による日常点検に加え、法定点検や施設の性能維持を目的とした定期点検を実施する。

実施に当たっては、具体的な「兵庫県立嬉野台生涯教育センター 点検計画」を指定管理者において作成し、管理を行う。

(1) 建物管理

① 対象範囲

兵庫県立嬉野台生涯教育センターの建物

② 建築物日常点検・定期点検

ア 日常点検頻度：1回/日

イ 定期点検頻度：2回/年間（6ヶ月ごと）

③ 建物修繕

施設の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕（小規模修繕）を指定管理者が速やかに行う。

大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

※1 日常的な修繕（小規模修繕）とは、100万円以下の施設又は設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を支障のない状態まで回復させるものとし、消耗品等の交換を含む。

※2 大規模修繕・改修とは、100万円以上の日常的な修繕（小規模修繕）の範囲を超えるものとする。

(2) 工作物管理

① 対象範囲

兵庫県立嬉野台生涯教育センターの工作物

② 日常点検・定期点検

ア 日常点検頻度：1回/日

イ 定期点検頻度：2回/年間（6ヶ月ごと）

③ 工作物修繕

工作物の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕（小規模修繕）を指定管理者が速やかに行う。

大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

※修繕の定義は、建物参照

(3) 電気設備

① 対象範囲

兵庫県立嬉野台生涯教育センターのその他の電気設備

② 定期点検

ア 定期点検：1回/週

【点検内容】

- ・電気設備（引込設備、受変電設備、配電設備、受・配電盤設備、電気接地線工事設備、電気構造物設備、電気負荷設備、非常用発電機設備、蓄電池設備）の運転監視、機器操作、巡視点検
- ・電気室の整理整頓・清掃
- ・施設内の低電圧路の絶縁状態の監視

イ 月次点検：1回/月

【点検内容】

- ・電気設備（引込設備、受変電設備、配電設備、受・配電盤設備、電気接地線工事設備、電気構造物設備、電気負荷設備、非常用発電機設備、蓄電池設備）の運転監視、機器操作、巡視点検
- ・保安規程に基づく、月例点検の実施及び電気主任技術者による定期点検
- ・各種警報装置の作動テスト
- ・受電日誌の記録

ウ 年次点検：1回/年

【点検内容】

- ・主に停電により設備を停止状態にして点検を実施する。

- ・定期点検、月次点検で実施している点検に加えて、以下の点検を実施している。
- ・電気設備（引込設備、受変電設備、配電設備、受・配電盤設備、電気接地線工事設備、電気構造物設備、電気負荷設備、非常用発電機設備、蓄電池設備）の動作試験、絶縁抵抗測定、内部点検、電圧値と電流値の測定、接地抵抗測定、漏えい電流測定、電圧測定、比重測定、液温測定、発電電圧と周波数の測定

③ 電気設備保安管理・監視業務

ア 電気事業法第 42 条第 1 項に基づく、保安規程を定め、指定管理者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施すること。

イ 専門業者等により、施設内の低圧電路の絶縁状態を監視すること。

④ 電気設備修繕

設備の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕（小規模修繕）を指定管理者が速やかに行う。

大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

※修繕の定義は、建物参照

(4) 空調設備

① 対象範囲

兵庫県立嬉野台生涯教育センターのエアコン

ア ビル用マルチエアコン

イ パッケージエアコン

ウ ルームエアコン

エ その他スイッチ類

※対象機器としては、室内機及び室外機

② 定期点検

定期点検頻度：2回／年

【業務内容】

各機器が適正正常に稼働するよう調整を行うとともに、エアコンフィルター清掃を行う。

③ 修繕

設備の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕（小規模修繕）を指定管理者が速やかに行う。

大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区

分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

※修繕の定義は、建物参照

(5) 給排水設備等

① 対象範囲

ア 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの給水設備

イ 浄化槽

ウ 兵庫県立嬉野台生涯教育センターその他の排水設備

② 定期点検等

ア 給水設備

定期点検・清掃：1回/年

イ 浄化槽の保守点検及び清掃

定期点検：8回/月

【作業内容】

- ・スクリーン粕の除去、バッキ槽、沈殿槽の汚泥調整、散気ノズル調整、槽内異物の除去、放流水滅菌、各種ポンプ及び槽内機器類の保守点検、送風機の点検・調整、電気系統の保守点検
- ・水質検査
- ・その他、処理機能上必要な全ての保守点検

③ 給排水設備修繕

設備の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕（小規模修繕）を指定管理者が速やかに行う。

大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

※修繕の定義は、建物参照

(6) 消火及び防災設備

① 対象施設

兵庫県立嬉野台生涯教育センターの消防設備

② 定期点検等

定期点検（総合点検1回、機器点検2回）：6ヶ月ごと

消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防法施行令に定める基準に従って有資格者により点検を実施する。

③ 消防設備修繕

設備の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕（小規模修繕）を指定管理者が速やかに行う。

大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区

分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

※修繕の定義は、建物参照

(7) 昇降機設備

① 対象設備

ア 機種

フジテック製、ワイヤー式エレベータ 1基

イ 定員等

乗用 定員9名及び人荷用 600kg

ウ 仕様

車椅子仕様、地震時管制運転装置・停電時自動着床装置・火災時管制運転装置・遠隔操作装置（閉じ込め時）付き

② 定期点検等

ア 頻度

点検頻度：4回／年（3ヵ月ごと）

イ 業務内容

技術員又は監督技術者による調整、保守を行う。不時の故障が生じたときは、技術員による適切な処理を速やかに行う。

③ 修繕

設備の破損等の異常を発見したときは、早急に事故防止の措置を行うとともに、日常的な維持管理に必要な修繕業務を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

※修繕の定義は、建物参照

(8) ボイラー設備

① 対象設備

ボイラー：機種 三浦工業 EW-30W（1基）成人宿泊棟

機種 三浦工業 EW-30W（1基）青少年宿泊棟

※取扱いには、危険物取扱作業に従事している有資格者が必要。

② 作業内容

外観点検、絶縁抵抗測定、点火運転調整、安全制御装置点検、ポンプ類・タンク類点検

③ 定期点検等

定期点検：2回/年

④ 修繕

設備の破損等の異常を発見したときは、早急に事故防止の措置を行うとともに、日常的な維持管理に必要な修繕業務を指定管理者が速や

かに行う。大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

※修繕の定義は、建物参照

(9) 揚水設備

① 対象設備

機種：エバラ製

② 修繕

設備の破損等の異常を発見したときは、早急に事故防止の措置を行うとともに、日常的な維持管理に必要な修繕業務を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

※修繕の定義は、建物参照

(10) 危険物貯蔵所

① 対象設備

リーダー管理棟地下タンク、成人宿泊棟地下タンク、灯油貯蔵庫

② 定期点検等

定期点検：原則1回/1年以内（令和12年まで1回/3年以内）

消防法第14条の3の2の規程に基づき、総務省消防庁から「地下貯蔵タンク等及び移動式貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日付、消防危第33号消防庁危険物保安室長通知）で示された方法に従って有資格者により点検を実施する。
※完成検査実施年：平成27年 前回点検年月日：令和3年6月23日

(11) 野外体験活動施設

① 対象施設

HAP エレメント・冒険の小川等

② 定期点検等（HAP エレメント）

ア 日常点検：1回/日

イ 定期検査：1回/年

HAP エレメント及び器具類の状態の査定を（株）プロジェクトアドベンチャー・冒険の小川等に依頼する。HAP エレメントは（株）プロジェクトアドベンチャー・冒険の小川等の認定コースであるため定期検査及び査定後の修繕等はPAJの一者随契。

〈HAP エレメント概要〉

・建設 2003年5月 （株）プロジェクトアドベンチャー・冒険の小川等

・エレメント数 29 基

(屋外：ローエレメント 13 種 20 基、ハイエレメント 7 種 9 基)

③ 留意事項

冒険の小川は、周辺自治体が年に一度 5 月期に、農業用水路清掃のため、センター敷地内の冒険の小川に立ち入るが、この期間は冒険の小川を利用できない。(なお、実施日は 2 ヶ月程度前に通知有)

(12) その他

害虫防除を行い、記録を保管する。

施設名	施工範囲、施工内容	施工回数 (施工時期)
青少年 宿泊研 修棟	各棟共通 ①ゴキブリ防除として、薬剤を散布する。 ②ムカデ防除として、建物全体に進入しないよう外周に薬剤散布を行う。	薬剤散布 1 回 (5 月頃) ※梅雨前
成人宿 泊棟	①ゴキブリ防除として、薬剤を散布する。 ②ムカデ防除として、建物全体に進入しないよう外周に薬剤散布を行う。	薬剤散布 1 回 (5 月頃) ※梅雨前
リーダ ー管理 棟	①ゴキブリ防除として、薬剤を散布する。 ②ムカデ防除として、建物全体に進入しないよう外周に薬剤散布を行う。	薬剤散布 3 回 (5 月頃) ※梅雨前

2 公用車の管理

現指定管理者において、公用車リースを行っている。

施設の立地・特性上、今後も公用車の利用が発生し、引き続きの契約が必要であると考えられるため、現指定管理者とリース会社との契約を変更し、適切な利用及び管理を行うこと。

(1) 対象車

下図のとおり

(2) 日常点検・定期点検

①日常点検頻度：1 回/乗車時

②定期点検頻度：2 回/年間 (6 ヶ月ごと)

車種・排気量	日産 NV200 バネット (小型貨物・排気量 1,500cc)
リース期間 (初度登録)	H29 年 12 月～R6 年 3 月 (H29 年 12 月)
総走行距離	15,452km (R5 年 6 月末時点)

車種・排気量	スズキキャリーDA16T (軽貨物・排気量 650cc)
リース期間 (初度登録)	H30年10月～R6年9月 (H30年10月)
総走行距離	13,699km(R5年6月末時点)

3 通信機器類の管理

現指定管理者において、通信機器類（パソコン・電話等）のリースを行っている。

指定管理業務遂行のため、今後も通信機器類の利用が発生し、引き続きの契約が必要であると考えられるため、現指定管理者とリース会社との契約を変更し、適切な利用及び管理を行うこと。

なお、管理においては、特に、兵庫県が定める「兵庫県情報セキュリティ指針」を遵守し、適切に管理を行うこと。

(1) 対象機器類

下図のとおり

名称	台数	リース期間
パソコン	17台	H31年4月～R6年3月
電話	74台	R3年4月～R8年3月
複写機	1台	R3年4月～R9年3月
印刷機	2台	R3年4月～R7年3月

4 清掃等

(1) 建物清掃

① 施設全体

施設の機能・美観を保ち、清潔な環境が保たれるよう清掃作業を行う。建物清掃作業は、兵庫県立嬉野台生涯教育センターの各材質の特性を十分検討の上、最適の清掃資材を使用すること。

② 客室等清掃

ベッドメイキングや室内清掃を行い、宿泊者受け入れ準備を行う。

ア 対象範囲

(ア) 青少年宿泊棟 : 10棟

(イ) 成人宿泊棟 : 洋室11室、和室15室

(ウ) リーダー管理棟 : 4室

イ 業務内容

(ア) 客室の清掃、片付け、ベッドメイキング

- ・ベッドメイキング（シーツ・枕カバー）（洋室のみ）
- ・敷き布団・掛け布団、シーツ、枕、枕カバーのセット（和室のみ）
- ・テーブル、椅子、テレビその他備品装飾品等の整理
- ・屑入れ、非常用懐中電灯等の点検及び湯飲み・ポットの洗浄、お茶セットの設置
- (イ) トイレ・トイレトペーパー、石鹸等の補充・取替
- (ウ) 浴室の石鹸、シャンプーの補充・取替
- (エ) クリーニングを要する物品（枕カバー・シーツ・浴衣等）に係る対応

【参考】令和5年度におけるリネン等の対応について

洗濯は、リース業者。使用済みリネン等の集積、交換、在庫管理は清掃業者にて実施。

(2) 敷地内清掃

① 適用範囲

敷地全域

② 頻 度

利用状況に応じて適宜

③ 内 容

指定管理者は、敷地内の管理を適切に行うこと。

また、敷地内の紙屑、空カン、ビン、落葉、枯枝等の不要物を収集、分類する。

清掃及びゴミの集積回数は、利用状況に応じ利用者に不快感を与えないように常にきれいな状態を維持できるよう設定すること。

(3) 廃棄物の処理

廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）及び所管自治体の関係条例規則等を遵守し、処理すること。

項 目	摘 要
可 燃 物	1 可燃物とは、紙類、布類、ビニール類をいう。 2 搬出する可燃物は、原則45ℓのポリ袋に梱包し、所定の場所に集積する。
不 燃 物	1 不燃物とは、金属製品、ガラス製品、陶器製品、プラスチック製品等をいう。 2 委託業者が据置しているコンテナ(概ね3㎡)に集積する。
搬 出 頻 度	1 可燃物は、原則として週2～3回の頻度で搬出する。 2 不燃物は、随時搬出する。
資源ゴミの取扱い	資源ゴミ（新聞紙、段ボール紙、雑誌、パンフレット類、ペットボトル、缶類、瓶類）は無償で搬出する。

5 備品管理

指定管理者は、施設に備え付けの備品について、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

また、指定管理者が指定管理業務遂行上必要なものとして購入した備品は県に帰属するものとする。(使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格等が10万円以上のものをいう。)

6 警備

本施設は機械警備を実施している。ただし、交流施設のみ。

ア 業務の種類

防犯サービス、火災監視サービス、非常通報サービス

イ 機械警備時間

終日